

Attention

令和5年春の全国交通安全運動

運動期間 5月11日(木)～5月20日(土)

交通事故死ゼロを目指す日 5月20日(土)

年間スローガン 急いでる 焦る気持ちが 事故を呼ぶ

サブスローガン あんぜんは いのちをまもる だいい歩

運動の目的

広く県民に交通安全思想と正しい交通ルール・マナーの普及・浸透を図り、交通事故を防止することを目的としています。

運動の重点

- 子どもを始めとする歩行者の安全の確保
- 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上
- 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底



安中市交通安全ポスターコンクール

小学校低学年 最優秀賞

秋間小学校1年(当時) ちわき いろは 血脇 彩桜

身体障害者等に対する軽自動車税(種別割)の減免について

身体障害者手帳など(注)を4月1日時点でお持ちで、障害の程度、自動車の所有者・運転者等が一定の条件を満たす場合に、申請により軽自動車税(種別割)が減免になる場合があります。詳しい要件は市HP、または電話でお問い合わせください。

(注)身体障害者手帳等とは、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳(「A」判定)または精神障害者保健福祉手帳(「1級」判定か

つ「自立支援医療受給者証」)をいいます。

5月31日(水)

手続き時に必要なもの▼

- 減免申請書(お持ちの人)
- 身体障害者手帳等(精神障害の人は自立支援医療受給者証も必要となります)
- 運転する人の運転免許証
- 対象車両の車検証
- 納税通知書
- 申請者のマイナンバーカード(もしくはマイナンバー通知カードと本人確認ができる身分証明書)

他 減免を受けられる車両は1人の障害者につき1台限りです。自動車税(種別割)(普通自動車)の減免を受けている人は軽自動車税(種別割)の減免は受けられません。自動車税(種別割)(普通自動車)については群馬県自動車税事務所(☎027-263-4343)へお問い合わせください。

申問

困税務課諸税証明係

(☎内線1063)

圏住民福祉課税務保険係

(☎内線2122)

子育て・教育

child rearing・education

2023年度子育てサポーター養成講座

安中市ファミリー・サポート・センターは、市での子育てを応援する人を養成する「子育てサポーター養成講座」を開催します。全10講座からなる講座で、1講座からでも参加できます。

内容・時間割などの詳細はお問合せください。

6月14日(水)・15日(木)・28日(水)・29日(木)

午前9時30分～(終了時間は日によって異なります)

松井田文化会館 小ホール

安中市ファミリー・サポート・センター

(☎080-7718-1467)

(水曜除く平日午前9時～午後5時・土曜午前9時～午後3時)

annaka-hidamari@kem.biglobe.ne.jp

